

清 掃 作 業 要 領

1 日常清掃

(1) 共通事項

ア 床面

掃き掃除を行い、モップによる水拭き、又は洗剤拭きによって汚れを除去すること。

硬質床（タイルを除く）は、ワックス塗膜維持のため、随時スプレーパフ方式等により適切な補修を行うこと。

イ カーペット

真空掃除機を用いてほこりを除去すること。汚れが酷い場合、洗剤拭きで汚れを落とした上で、水拭きで仕上げること。

ウ 家具・調度・造作及び壁面

机、椅子、ロッカー、電話機などの家具調度類及びドア、間仕切り、窓台等の造作、手の届く壁面は、乾拭きで汚れを除去すること。なお、ドア、巾木などの汚れが溜まりやすい箇所は、洗剤拭きによって汚れ除去すること。

エ ゴミ入れ

ゴミを回収し、火災の恐れのないように処理し、市職員が指定する場所へ運搬すること。容器の外面で汚れがある箇所は、水拭きで仕上げること。

オ 高所のほこり払い

壁上部、天井等手の届かない部分は、作業員の危険が無い範囲において、羽根ばたきでほこりを取り除くこと。

カ 庁舎各所の植木、植え花に対して、必要に応じて注水を行うこと。

(2) 玄関

ア 床面は、1（1）アのとおりとする。

イ 入口ドアは、水拭きで仕上げること。金属部は、磨き剤を用いて磨くこと。

ウ 玄関マットは、真空掃除機を用いてほこりを除去し、汚れが目立つ場合は、水洗いを行うこと。

(3) ロビー、廊下、階段

ア 床面は、1（1）アのとおりとする。

イ 手の届く壁面及び柱・階段の手摺の汚れは、洗剤拭きによって除去すること。

(4) 便所・洗面所・湯沸かし室

ア 衛生陶器類、流し等は、毎日丁寧に洗剤を用いて洗浄すること。汚物入れ等（サニタリーボックス含む）は毎日清掃して、消毒液で消毒すること。鏡は水拭きで汚れを落とし、乾拭きで仕上げること。

イ 床面は、1（1）アのとおりとする。

ウ 便房内の消耗品（トイレットペーパー等）、水石けんは、不足が無いよう補充すること。なお、水石けんについては、合成洗剤を使用しないこと。

エ 湯沸かし室の茶殻は毎日除去すること。

(5) 駐車場及び敷地

駐車場、植栽帯及びその他敷地は、必要に応じて、拾い掃き及び植木への散水を行うこと。なお、汚れが酷い場合は、水洗いを行うこと。

2 定期清掃

(1) 窓ガラス

洗剤を浸した布で汚れを落とした後、乾拭きとすること。

(2) 床

タイル・塩ビシート床は、樹脂ワックスを施し、木床は、フローリング専用ワックス塗膜を施すこと。

3 年末清掃

(1) サッシ（窓枠）

非イオン中性洗剤で拭くこと。汚れが落ちにくい場合は、油性薬品で拭き取りシリコン油を塗布すること。

(2) カーペット

シャンプークリーニングを行うこと。

(3) 小便器污水管

ワイヤーブラシを用いて、尿石及び酷い汚れを除去すること。

(4) 給排換気口、アネモ及び換気扇

洗剤を使用して、気孔についている粉塵汚れを除去すること。

(5) 排煙ダクト（料理実習室）

ダクト部を取り外し、洗剤洗いの上、水拭きで仕上げる。フードについても同様とする。

4 特記事項

(1) トイレ、湯沸流し台等の屋内水回り箇所は、中性洗剤を用いること。

(2) 使用する洗剤は、相模原市洗剤対策推進方針の趣旨に適合するものとする。

以 上